

神奈川県議会 令和元年第3回定例会 総務政策常任委員会

令和元年12月13日

佐々木(正)委員

まず、リース契約満了により返却したハードディスクの盗難について質問をさせていただきたいと思います。

疑問に思っていることや確認したいことがありますので、ぜひ真摯にお答えいただければと思うのですが、今疑問に思っているのは、11月6日からここまで、県として刑法上の問題として被害届は出せないにしても、民事で警察に被害届を提出できるのではないかと思っていて、なぜこの被害届を出さないのか、その検討をされているのか、まずその考え方、方向性についてお答えいただきたいと思います。

情報システム課長

被害届の提出につきましては、事故発生の早い段階から内部で検討を行っておりましたが、改めて県警や県顧問弁護士に相談しましたところ、盗まれたハードディスクには県の所有権はなく、またデータ自体は財物に当たらないため、窃盗罪で県が被害届を提出することは困難ではないかと助言を受けております。

また、県顧問弁護士からは、個人情報保護条例違反の受託業務従事者の秘密の漏えいによる被害届の提出につきまして、窃盗罪よりは可能性があるが、県は下請け業者による借用物品の廃棄について委託業者から届け出を受けていないことが顕在するおそれがあるため、慎重に検討する必要があるとの助言も受けております。

現時点では、県は被害届を提出することはできませんが、県として何か法的な対応ができないか、引き続き専門家に相談してまいります。

佐々木(正)委員

今の答弁もわからなくはないが、県としてこのような問題が起きて何もしなくていいのかと。府内の引き締めとか、情報セキュリティポリシーでの対応をしっかりとやっていくとか、自分たちを引き締めていくことはできるが、外には何も打って出られないのかと、非常に県民の気持ちとしては、じくじたるものがあると思うのです。

職員の皆様もそうだと思いますが、ハードディスクは復元ソフトを入れてみると出てきてしまうわけですから、それがどのような段階で外に出るのかわかりませんし、先ほど総務局長の答弁もありましたが、もしかしたらもうどこかで出ているかもしれない。それに気がついていないだけかもしれないことを考えると、非常に私自身は危惧せざるを得ない部分があると思うのです。

確認ですが、県がA氏から入手したハードディスクの中身について、新聞報道ではさまざまなもののが入っているとありますが、例えばメールのやり取りはサーバとして残っていますが、パスワードが入っている添付ファイルは見えないが、入っていないものなら誰でも簡単に見てしまうこともある。また、ふだん見なくていいもの、見る必要がないもの、それから見せてはいけないのでエクセルやワードでつくった名簿みたいなものもあるのではないか。その辺の確認を、ハードディスクをA氏から入手して、県が今さまざまな形で復元

ソフトにより確認しようとしていますが、これらの中でそういうものもあるのではないかと思いますが、いかがですか。

情報システム課長

復元ソフトで復元した場合の復元の仕方でございますが、通常、初期化されたハードディスクからデータの復元ソフトを使用して復元した場合には、オリジナルデータとは全く同じものではなく、ファイル名が変更されてたり、ファイルの内容が異なっていたり、ファイル自体が壊れていてあけられなかつた形で復元されてしまうものでございます。

ですので、通常我々が業務で使っているものには内容がわかるファイル名をつけたり、あるいは所定の場所に格納したりして、どこのものがどこに入っているかが推測できるわけですが、復元ソフトを使った場合にはそれがもうランダムになってしまふので、確認するためには一つ一つのファイルをあけて中身を目視してみないと、そのファイルが何なのかがわからないものでございます。

ですので、委員御質問の規模や種類の詳細なところは判明しておりません。

佐々木(正)委員

パスワードが入っていないければ、一つ一つファイルをあけて確認すればわかるのですか。

情報システム課長

11月27日に最初に持ち込まれたハードディスクの中に復元したデータが存在しております、我々はそのファイルを開けるものは開いて中身を確認させていただきました。ですので、開くファイルにつきましては中の確認は技術的には可能です。

佐々木(正)委員

結果的にA氏から入手して、今県はその作業を九つのハードディスクでやっているわけですね。確認だが、何をしているのですか。今言ったようなものは見ないのでですか。

I C T 推進部長

ただいま県が実施している作業ですが、情報提供の方から9本の原本のハードディスクをお預かりしています。そのハードディスクにつきましては、今後警察の捜査の中で証拠品として提出させていただかなければいけないと伺っております。

そのために、我々が解析をするためには、まずそのハードディスクの完全な複製をつくる必要がございます。現在はその複製作業を必死に続けております。非常に容量の大きなハードディスクですので非常に時間がかかるので、まだ複製作業が完了しておりません。複製が完了次第、データの解析作業に取りかかりたいと考えております。

佐々木(正)委員

非常に重要なところなので確認ですが、本来出でてはいけないものが出てしまう可能性があつたし、実際あるかもしれない、やはりどのようなものが入っているのかを、具体的には言えないかもしれないが、見出しのようなものを明確にしていかなければいけないのでないのではないか。それは県民に報告しなければならないと思うのだが、どうですか。

I C T 推進部長

これから実際にデータがどのように復元されて、中身がどうだったのかは調べてまいりますつもりでございます。

先ほど情報システム課長から答弁がありましたとおり、ファイル名だけでは判別ができないものが、11月27日に我々が見せられた時点では非常に多くありましたので、そのファイルを一つ一つ開きながら確認をしていきますが、復元されたファイルの内容がどのようなものであったのか、どういう性質のものであったのかは調べていかなければいけないと考えております。

佐々木(正)委員

調べることは、それが明確になるということでしょうから、その辺について開示をしていくのかどうか判断をしていただきたいと思うのですが、もともとA氏という方が新聞社の方を介して神奈川県にその内容を伝えてきたわけで、もしA氏が警視庁なり神奈川県警なりに持ちかけていたら、そのハードディスクは没収されて、県が入手できなかつたのではないかですか。

I C T 推進部長

今委員がおっしゃったように、今回の情報提供者が直接警察にそのことを通報した場合に、警察でも中身の確認をし、これが県のものなのかどうか、私どもに照会があります。その際に、その場ですぐに警察がそのハードディスクを押収するかどうかは、警察の御判断になるので、ここで私がお答えするわけにはまいりませんが、そういうケースもあり得るを考えます。

佐々木(正)委員

警視庁もハードディスクを早く見せてくれと言っていますか。

I C T 推進部長

現在、警視庁から依頼をいただいている内容につきましては、いわゆる盗難されたハードディスクの物が存在しているかどうかの確認ですので、現物を保管しておいてほしいとの依頼をいただいているます。

佐々木(正)委員

要するに、さまざまに明確に県民に示していくことで、余計な疑惑や推測を避けることも大事だと思うのです。

ですから、例えば、インターネットの神奈川県のホームページの一面に、問い合わせ先の電話番号も載っていますが、そういうさまざまな情報開示も私はしていける部分は、なるべく県民にわかりやすく説明したほうが疑惑を持たれないと思います。

そして、契約先である富士通リースの責任がすごく大きいと思うので、ここに対し、県はどのような対応を今後していこうと考えているのか、改めてお伺いします。

情報システム課長

県では、富士通リースと賃貸借契約を締結しておりましたが、その契約が18本のハードディスクが盗難に遭い、我々が契約上求めていたデータ復旧ができない状態での廃棄という契約内容が履行されていない状態です。またそれに伴い、データ消去証明書も出ていない状態、それはすなわち契約不履行の状態が現在も続いている状態と考えております。

これにより、富士通リースに対しましては、12月11日より3ヵ月間の指名停止措置といたしましたが、県といたしましては、今後、同社の対応や進展を踏まえつつも、指名停止の期間を延長したいと考えます。

佐々木(正)委員

再度確認ですが、県に返ってきたというか、入手したものについては、今処理をしているとのことです、県が富士通リースに返したときと全く同じ状況になっていたか確認ができるのですか。

また、県が返したときと同じように、全く何も処理がされておらず、そのまま流れていたのか、それとも何か上書きをされていたのか。さらに、富士通リースがブロードリンクに渡して処理してもらおうと思っていたものとそのままだったのか、そのようなことを県は調査できるのですか。

情報システム課長

今手元にある9本のハードディスクは、先ほどICT推進部長より御説明したとおり、現在クローンという複製をつくり、中身が復元できるかを実際我々が実現できるのか試しているところでございます。

もし、そこに何かのエラーが発生したり、出てきたものを我々が11月27日に見たものと違う形で復元された事実が判明すれば、それは何かしらの措置が施されたと言えますが、外見上は少なくともどこかが欠損しているとかはわかりませんでしたので、あとは中身がどのような状態になっていたか、これから調査次第だと考えております。

佐々木(正)委員

ハードな部分で壊していればわかるわけですから、今言っているのは中身の話です。中身が上書きを何回もされていたとかが、県も調査しているわけだからわかるのではないかと思ったわけです。そうしたら、契約不履行どころか全く何もやっていなかったとの話ですから、その確認は県ですか、警察に任せるのか、それはどうですか。

ICT推進部長

もちろん県は撤去の際に一度初期化をさせていただいておりますので、その状態になっているかどうかと、複製が完了した後に、まずはその状態になっているかどうかは確認しなければならないと考えます。

ただし、その確認した段階で何がしかの例えばディスクの中身の記録されている内容について、そのような状態ではなかった、もしくは何かファイルが書かれている、もしくはそのディスクがさらに高度な初期化の方式で初期化されていたことも想定としてはございます。

ですので、クローンとして完全複製したディスクをしっかりと解析をして、まずはそのスタート地点からしっかりと追わせていただかなければならぬと考えております。

佐々木(正)委員

今回、非常に県民の皆様にも不安を与えててしまっている実態があるわけです。そういうことがわかったこと自体が、私は情報が出来てしまっているのではないかと思うので、被害がないということで、刑法上は被害届を出せないとのことではあります、私はこのまま県が黙っていてはいけないと思いますので、全国

さまざまな、この富士通リースを通じた業者へ委託して、国や他自治体もさまざまな処理について依頼している報道とか、実際にそういうこともあると聞いていますので、神奈川県がどういった、しっかりとした動きをするかも非常に全国が注目をしているところでもありますし、県民に対ししっかりと説明責任と対応をやっていかなければいけないことと考えると、企業も含め、神奈川県の動向、対応、対策について非常に今重要な局面に来ているのではないかとの認識になっていただかなければいけないし、なっていただいているとは思うのです。

その上で、今後どのような形で県民から信頼を取り戻していくとしているのか。そして、例えば県のホームページ等々も、今回の事故に関する今後の対応や態度、それから再発防止策といった情報を県民に提供していくことも重要と思うわけですが、その辺の覚悟と決意と、具体的な対策について、今言える範囲でお聞きしたいと思います。

総務局長

冒頭に御質問いただいた被害届のお話でございます。それにつきましては先ほど情報システム課長からお答えをさせていただきましたが、私どもにももちろん責任がある認識は持ちつつも、やはり我々は契約に基づき本来であれば処理をしていただく、日本の社会ですから、契約行為が実施されることは本来であれば当然あってしかるべき、その契約に基づいた行為がなされていなかった点におきましては、我々はそれをきちんと最後まで見届けなかつたとの御批判はもちろんありますが、やはり日本社会においては契約行為が実施されることが大前提の世の中で成り立っていると思います。

そうした意味では、我々は一面では被害を受けていることはあろうかと思いますので、被害届という形がどのようにとれるかについては、引き続き顧問弁護士等と検討を重ねさせていただきたいと思います。

あるいは、加えて、契約に基づいた行為が完全に履行されていなかつたことが今明らかにほほなっているわけですから、そうした意味においては、契約不履行に基づく何らかの民事上の損害賠償請求も法的には当然視野に入ってくるのだろうと思います。

ただ、今はこうした法的な行為も重要ではありますが、一方で、盗品となつた18本のもの、9本は回収できました。ただ残りの9本はまだ回収できていません。加えて、復元されたものがまだ残っていることもあるわけで、こうしたものをおいち早く自分の手元に回収することもさらに重要でございますので、警察の力も借りながら、きょう午前中御答弁させていただきましたが、オークションサイトの方の御協力も得ながら何とか回収ができる方向で、全力で進めさせていただきたいと思っています。

こうした一つ一つのことを積み重ねながら、今御指摘をいただいている、当然県の責任はあるわけで、県の責任を、もう起きてしまったことですから、なくすわけにはできませんが、改めて一つ一つ解決することより、もう一度県民からの信頼を確保できる形に進めるように努力をさせていただきたいと考えております。

佐々木(正)委員

局長から大事な答弁をいただいたところですが、もし民事で被害届等を出せるとしたら、どの警察に出すのか、それは想定されていますか。

総務局副局長

被害届を出すとしたら、個人情報保護条例違反での被害届を出せる可能性があるということでございます。

ただ、県が出すに当たっては、警視庁に出すのか、県警に出すのかがあります。

それで、警視庁にも県警にも告訴センターがございます。それは告訴だとか、被害届の相談を受けるところでございます。今後、まずは県警の告訴センターに相談をして、どこに出すのが適当か、どういう形で出せるのか相談してまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

通常は、発生地、管轄、所管のところに出すのが普通だと思うのです。そうすると、本社とか作業したところが東京都であれば警視庁だと思ったので、それをお聞きしたかったのですが、今の答弁でそれも検討とのことで、出すこと自体も決めていないようですね。

繰り返しになってはいけないのですが、県トップページから事故に対する今後の態度とか、対策とかもしっかりとやっていくとの総務局長の答弁でありましたので、最後、要望としましては、やはり今回のこととは、この委員会の通常のときで終わり、それでさらっといくような議会の委員会ではいけない。委員長に招集かけていただいて、休会中もやるぐらいの勢いでこれをしっかりとやっていかなきゃならないと、私自身はそういう感じを受けております。

県当局の皆様もしっかりと腹を決めて、決意してこれに取り組んで、全国からも注目されている、しっかりととした対応を局長中心にやっていただきたいことを要望させていただいて、この質問は終わります。

次に、SDGs金融の取り組みについてお伺いさせていただきますが、この委員会でも何度も質問させていただきましたので、我が会派の代表質問でもこのSDGs金融の取り組みについて質問したところ、知事から神奈川版のSDGs金融フレームを構築するとか、民間資金を活用したファンドやローンを検討するとの答弁もあったところですが、SDGs金融フレームやSDGs金融については、この事業がSDGsにどのように貢献しているかを評価することが必要であるとのことで何度も質問していますが、SDGs社会的インパクト評価事業が非常に大事になってくるとのことで、知事の答弁で神奈川版のSDGs金融フレームワークを構築するとありましたが、このフレームワークの狙い、概要について伺いたいと思います。

SDGs推進課長

神奈川版SDGs金融フレームワークですが、県がコーディネーター役となり、かながわSDGsパートナーである事業者、横浜銀行、神奈川銀行、八つの信用金庫等、大手銀行、証券会社、生命保険等の資金提供者が連携することでSDGsを活用した取り組みを金融面から支える枠組みです。

このSDGs金融フレームワークにより、SDGsの達成に取り組む事業者

と金融機関を結びつけ、その際にＳＤＧｓ社会的インパクト評価を活用し、事業に対して資金が流れることを狙いとしております。

佐々木(正)委員

ＳＤＧｓパートナーは現在何者ぐらいなのかお願いします。

ＳＤＧｓ推進課長

現在 137 者でございます。

佐々木(正)委員

それを今後も拡大していくのか。

ＳＤＧｓ推進課長

中小企業等のＳＤＧｓの取り組みの裾野を広げるために拡大していきたいと考えています、年明けにもまた再度募集をかけたいと思っています。

佐々木(正)委員

それにはしっかりと金融と結びつけるためのインパクト評価が活用されなければいけないところが一番大事です。形だけつくっても中身が回っていないかなければ全然意味がないので、そういうところをどのように、さまざまな場面で活用していくわけですが、どうこの評価でパートナーと金融を結びつけていくかとしているのか、その基本を教えてください。

ＳＤＧｓ推進課長

ＳＤＧｓパートナーなどの事業者側のニーズとして、財務情報だけではなく、非財務情報も評価してほしいというものがあります。それから、資金提供者側のニーズ、課題として、世界的なＥＳＧ投資拡大の流れの中で、非財務情報を含めた総合的に評価をしたいと。ただし、その非財務情報の評価手法がないことがございます。この両者のニーズをＳＤＧｓ社会的インパクト評価で満たし、パートナーと金融を結びつけていくものです。

佐々木(正)委員

その意味では、先頭を走っているという自負がありやっていくのだろうと思い、すごい取り組みになっているわけですが、机上の空論ではいけないので、業者や資金提供者の方々から意見を聞いていると思うのです。例えば総研会社や、いつも言っているプラットフォーマー、フィンテックベンチャーといった方々からどのような意見が出ているのかお聞きしたいと思います。

ＳＤＧｓ推進課長

この事業を進める上で検討委員会を構成して進めてきております。その中には、事業者、資金提供者、事業支援者に入っていただいております。

事業者からは、インパクト評価の意義として、事業の見直しなど企業の経営の改善ツールになること、また従業員のやる気やモチベーション向上、人材採用力の強化につながる可能性ということでいただいております。

資金提供者からは、融資をする際に経済的な企業の継続性、返済能力があるかは基本的な判断材料となるが、財務指標では見えないところ、例えば地域に影響の大きい企業に融資したことにより、地域のほかの企業が元気になる波及性もはかることができないか、それがＳＤＧｓにもつながるのではないかとの意見もいただいています。

事業支援者からは、昨年度、この評価実践ガイドを作成したわけですが、こ

の評価の経験がない事業者には活用に向けてハードルが高かったので、今年度以降、経験がない事業者でも実践できるように改訂してもらいたいなど、評価の意義や、事業者、資金提供者双方にとり評価の使いやすさに向けて意見をいただいたところです。

佐々木(正)委員

インパクト評価について、昨年度に実践ガイドを作成したとのことで、ことはその人材育成をしているとのことですが、事業の取組状況はどうなっているのか。

S D G s 推進課長

研修事業ですが、10月1日から研修を開始し、2月まで全10回を予定しています。こちらの研修には申込み、65者いただいていることから、その中から選定した25者に参加いただいております。もちろん25者には、事業者、資金提供者、事業支援者、それぞれお入りいただいております。

これまで5回実施し、5回目となる12月3日は公開講座を開催し、S D G s 社会的インパクトマネジメント実践事例に対するパネルディスカッション、参加者同士によるワークショップなどを行いました。

この研修事業におきましては、事業者、資金提供者、事業支援者でグループをつくるて具体的な事業を題材により実践的な評価づくりを進めているところです。

佐々木(正)委員

社会的インパクト評価事業に対する期待も不安もあると思うのです。外部から、これができたらどういうものができるのは本当に大きな期待もあるし、いろいろな意味での金融と結びつけていくための大きな大事な事業ということもあり、どのような評価、期待をされているのか、今後そういうことを含め、いろいろ今やっていこうとしているのを集約して、最後に結果として示していくなければ、出口が見えなければいけないところに持っていくかなければいけないので、その推進に向けて今後どうしていくのか最後にお聞きします。

S D G s 推進課長

S D G s 社会的インパクト評価に関しては、国の自治体S D G s モデル事業になっています。そちらの有識者委員から、このS D G s 社会的インパクト評価で社会的効果を見る化する取り組みを高く評価する、金融機関とのさらなる連携を促進し、インパクト評価結果に基づく一層の事業展開を期待する、非財務情報だけではなくて、財務情報とも一体的に評価する仕組みに期待するとか、他のS D G s 未来都市との連携も期待する、といった前向きなコメントを非常にいただいているります。

今後、さまざまな分野の社会的課題の解決を図る取り組み、金融との接続を目に入れる形にしていきたいと思っています。

そして、S D G s 社会的インパクト評価の汎用性を高め、多くの関係者に利用いただける仕組みとしていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

今後もインパクト評価事業が多くの方々に認められ、さまざまなバージョンアップをしながら、しっかりと金融、投資支援とかを含めてやれるような仕組

みに仕上げていく決意で頑張っていただきたいことを要望させていただいて、この質問は終わります。

最後に、コミュニティ再生の活性化の取り組みについて伺いますが、10月から11月にかけて開催をした第2回の課題別ワーキングについて何点か確認したいのですが、まず事例や民間の力をどのように活用して課題解決できるかというテーマで意見交換したことありますが、まずこの県と民間企業の包括連携の状況について伺います。

未来創生課長

県では、複雑化、多様化する社会的課題の解決を目指し、企業が持つノウハウやネットワークと連携した取り組みを進めるために、民間企業との間で他分野にわたる包括連携協定を締結させていただいている。

こうした中、平成21年度以降、ことし8月の株式会社メルカリまで、23の企業との間で包括連携協定を締結し、観光振興や未病改善、安全・安心などの分野で連携事業に取り組んでおります。

佐々木(正)委員

民活の具体的な例があれば教えてください。

未来創生課長

例えば、今お話ししました株式会社メルカリですが、高齢者の生きがいづくりとか、障害者の自立支援、災害対策といったところで連携をしております。

佐々木(正)委員

市町村からの意見はどうだったか。

未来創生課長

今回の課題別ワーキングにおいて、民間の力を活用したコミュニティの再生・活性化でお話しさせていただきました。

市町村からは、例えば企業との連携はこれまで少しハードルが高いと感じていたが、今後積極的に活用を検討したい。あるいはさまざまな主体が所有する、例えば空きスペースを活用した居場所づくりができたら望ましい、との御意見をいただいております。

佐々木(正)委員

今の話だと、居場所に関する意見が私はすごく興味深いのですが、例えば私の地元では、県営住宅の上溝団地が今度は建てかえになっていくわけです。そういうときに、この地域の交流拠点の機能がそこで高まれば、コミュニティの再生とか活性化につながると考えられるわけですが、団地を舞台としたコミュニティの再生・活性化という課題に対しても民間の活力を活用していく動きもありますが、その辺について、コミュニティ再生を進める所管としてはどのように考えているか、最後にお伺いします。

未来創生課長

団地の多くは、建物の老朽化が進むとともに、同時期に大量に入居した世代が一斉に高齢化する課題がございます。

そうした特性から、例えば移動手段の確保、あるいは住民や地域による見守りなど、生活支援機能の弱体化というような対策が求められていると認識しております。

こうした課題に対し、民間企業などが開発を進めている技術として、例えば、車椅子を利用する方が介助なしで道路などにある段差を乗り越えることが可能な技術、あるいは階段の上りおりができる技術がございます。

また、既に提供されている事例でございますが、日ごろ使用しているライフラインの利用状況から、在宅中のを見守るサービスを展開している企業もございます。

さらに、自動運転型の車椅子を開発されている企業があるのですが、その企業からは、一定規模の団地で例えば実証実験を行うことはできないかとの御相談もいただいているところでございます。

加えて、委員の地元の上溝団地におきましても、今後の建てかえにあわせて地域の居場所としてコミュニティルームを整備し、県営住宅におけるコミュニティ再生・活性化に取り組む考えを県土整備局からも伺っております。

今後も、団地における地域課題の解決に向け、市町村などと連携しながら、民間の力を活用したモデル事業の実施に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

県民の意見、地域の方々の意見を聞いて、地域コミュニティに取り組む事例や先進事例をしっかりと見据えて、すばらしいコミュニティ再生・活性化が進むように努力をしていただきたいことを要望して、終わります。

意見発表

佐々木(正)委員

本委員会に付託された諸議案等に対して、公明党県議団として意見、要望を申し上げます。

まず初めに、リース契約満了により返却したハードディスクの盗難についてです。

今回の事故で県民の県に対する信頼は大きく損なわれました。今後、県民からの信頼を取り戻していくためにも、今回の事案を県は重く受けとめ、例えば県のトップページから今回の事故に関する今後の対応、事態の解消、再発防止策といった情報を県民に提供していくなど、具体的な取り組みを実施していくよう要望します。

また、県として、警察や弁護士等の専門的知見を参考にして、被害届の提出を検討していただくよう要望いたします。

次に、SDGs金融の取り組みについてです。

我が会派の代表質問で、SDGs金融の取り組みについては、県知事から、かながわSDGsパートナーと県内金融機関、大手銀行、生命保険等の金融機関が連携した神奈川版SDGs金融フレームワークを構築する、また民間資金を活用したファンドやローンを検討するとの答弁があったところです。それを推進するためには、事業がSDGsにどのように貢献しているかを評価することが必要であり、そのためにも県が取り組んでいるSDGs社会的インパクト評価事業が大変重要になってきますし、事業者だけでなく、資金提供者や事業をサポートする支援者などの協力も必要ではないかと考えます。

県は、実践ガイドを作成し、今年度は評価を担う人材の育成を中心に取り組んでいることは承知しています。

今後、事業者、資金提供者、事業支援者などさまざまな立場の方からの意見を伺いながら、SDGsの達成につながるさまざまな社会的課題の解決を図る取り組みと金融の接続を目にする形にしていただくとともに、多くの方に利用いただけるようSDGs社会的インパクト評価の汎用性を高めていくことを要望します。

次に、不動産取得税の課税誤りについてです。

税務行政は、適正かつ公平な事務執行が求められており、課税誤りは決してあってはならないと思います。県としては、できるだけ速やかに課税誤りを調査し、誤って課税してしまった方々へは公平に返還していくべきであります。

登記情報が電子データにより入手できれば、短期間で全ての課税誤りの調査を行うことができるとのことであることから、データ提供について法務省に強く働きかけていってほしいと思います。一日も早く実現されるよう、私も微力ながら要望していきたいと思います。

次に、コミュニティの再生・活性化についてです。

県では、民間企業と連携した取り組みを進めていますが、こうした取り組みを、建物の老朽化が進み同時期に大量に入居した世帯が一斉に高齢化する団地にも活用してはと考えます。

具体的には、移動手段の確保といった課題がある中で、例えば車椅子を利用されている方が介助なしで段差を乗り越えたり、段差の上りおりができる技術があります。こうした民間の力を活用したモデル事業の団地などでの実施に向けた検討を進めていただくよう要望いたします。

以上、提案された諸議案に賛成し、意見、要望とさせていただきます。